

南房総市地域防災計画

第4編 放射性物質事故編

第1章 基本方針

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)」(以下「原災法」という。)に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、千葉県は、「原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力安全委員会決定)」(以下、「対策指針」という。)上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質(以下「核燃料物質等」という。)又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等(以下「放射性物質」という。)の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、千葉県地域防災計画では、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めており、本市においても、これらを踏まえ必要な計画を策定する。なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

※核原料物質：原子力基本法(昭和30年12月19日法律第186号)第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2章**放射性物質事故の想定**

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3章

放射性物質事故予防対策

1. 県内の放射性物質取扱事業所の把握

県及び市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

3. 通信手段の確保

県及び市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県、市町村等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4. 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

県及び市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

配備基準は次のとおり示す。

〔原子力災害等〕

配備体制	配 備 基 準	配 備 内 容	配備職員
災害対策本部体制	第3配備 ・直接即報基準に該当する原子力災害等の発生の連絡を受けたとき ・その他市長（本部長）が必要と認めたとき	局地的災害に対し、応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制	・南房総市防災動員体制による
	第4配備 ・原子力災害等の状況により、被災者等への対応が必要なとき ・その他市長（本部長）が必要と認めたとき	広範囲にわたる災害に対し、応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制	・南房総市防災動員体制による
	第5配備 ・原子力災害等の状況により、避難、被災者対応、事後処理等について、全庁的な対応が必要なとき ・その他市長（本部長）が必要と認めたとき	南房総市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制	・全職員

(2) 防災関係機関の連携体制

県及び市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくもの

とする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5. 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

(2) 放射線測定器等の整備

県は平常時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

6. 緊急時被ばく医療体制の整備

(1) 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

(2) 被ばく傷病者搬送体制の整備

県は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

(3) 緊急時被ばく医療資機材等の整備

県は、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努めるものとする。

(4) 航空による防災体制の確保

県は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図るものとする。

7. 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

警察又は海上保安庁は、市町村の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、市町村の職権を行うものとする。この場合、警察又は海上保安庁は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、市町村が現場にいない場合に限り、市町村の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避につて円滑化を図るものとする。

8. 広報相談活動体制の整備

県は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに県民等からの問い合わせに係る窓口の設置や市町村・報道機関を通じ、県民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9. 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

県及び市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 県民に対する知識の普及

県及び市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

(3) 訓練の実施

県及び市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

10. 県内事業所における事故予防対策**(1) 核燃料物質使用事業所****ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定**

核燃料物質使用事業所の事業者は、県地域防災計画及び各事業所の所在する市の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業所の事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。

エ 通報体制の整備

核燃料物質使用事業所の事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 県内の核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所

核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

第4章

放射性物質事故応急対策

1. 情報の収集・連絡

(1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、県、所在市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

(2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2. 事業者による応急対策活動の実施

(1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要の要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

3. 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】

- ア. 大気汚染調査(環境生活部)
- イ. 水質調査(総合企画部、健康福祉部、環境生活部、企業局)
- ウ. 土壌調査(環境生活部、農林水産部)
- エ. 農林水産物への影響調査(農林水産部)
- オ. 食物の流通状況調査(健康福祉部、農林水産部)
- カ. 市場流通食品検査(健康福祉部)
- キ. 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査(農林水産部)
- ク. 廃棄物調査(総合企画部、環境生活部、県土整備部、企業局)

(注)この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

4. 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

県は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

5. 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図るものとする。

6. 避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

資料編 p 135

表3 O I L と防護措置について

7. 緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するものとする。また、必要に応じ、航空応援の要請を行うものとする。

8. 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

9. 広報相談活動

県は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

ア 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む)、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。

イ 県民等(外国人を含む)からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

ウ 市は、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

10. 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県及び市は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

〔参考：食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準〕

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル／キログラム
牛乳	50 ベクレル／キログラム
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム
一般食品	100 ベクレル／キログラム

11. 消防活動

県内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

12. 広域避難者の受入れ

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

（1）広域避難の調整手続等

①県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

②都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

（2）広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

①避難者情報の提供

住所地(避難前住所他)の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた場合は、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

②住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

③被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報誌の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受け入れ先都道府県、市町村を連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第5章

放射性物質事故復旧対策

1. 汚染された土壌等の除染等の措置

県及び市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2. 各種制限措置等の解除

県及び市は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3. 被災住民の健康管理

県及び市は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

4. 風評被害対策

県は、国、市町村等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国、市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。